

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、尾瀬ガイド協会（以下「この協会」という。）の役員及び委員報酬等と費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 委員とは、理事会において承認された認定審査委員、テキスト作成委員、ならびに広報委員をいう。
- (3) 報酬等とは、この協会が定める業務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、この協会が定める業務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)、日当、食料費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等と費用の額の決定)

第3条 この協会の報酬等と費用は別表「尾瀬ガイド協会報酬等と費用単価表」の通りとする。

(報酬等の支給日)

第4条 報酬等は、月末をもって取りまとめ、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(費用の支払日)

第5条 この協会は、役員及び委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬等と費用の支給方法)

第6条 報酬等と費用は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。
2 報酬等と費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この協会は、この規程をもって、報酬等と費用の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月25日から施行する。

この規程は、令和3年12月17日から施行する。